

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 6 件

滋賀厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（89万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を89万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録から抜けている。

賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出があった賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（89万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）に対し事業主から申立期間に係る賞与支払届が提出されていないことが確認できるところ、事業所は、「賞与支払届を提出する前に退職した者について届出を行ったかどうかは不明であるが、社会保険事務所に記録が無いのであれば保険料を納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」に記載してある保険料納付額と、私の保管している給与支給明細書に記載してある保険料控除額が異なっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万2,000円と記録されているが、申立人から提出された平成3年6月から同年9月までの給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として現存しているが、その所在地において確認が取れない状況であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 815 (事案 247 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで
申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、夫は申請免除とされている。当時、私は無職であったので、夫と同様に申請免除のはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 免除手続方法、免除時期等についての申立人の記憶が不明確であり、免除申請の状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後にA町において、申立人の夫と連番で払い出されており、資格取得日の昭和46年12月17日から申立人の夫が60歳に到達するまでの期間について、同町における申立人とその夫の保険料の納付記録はすべて一致しており、申立期間の同町における申立人の夫の保険料も未納と記録されていること、iii) 申立人の夫については、母親と同居していたB市において、昭和42年2月23日に払い出された別の国民年金手帳記号番号が存在し、41年4月から49年3月まで申請免除期間と記録されていたことから、平成19年10月23日に二つの国民年金手帳記号番号が統合された際に、申立人の申立期間における夫の納付記録が申請免除とされたものであり、A町で免除申請の手続がなされた形跡は無く、申立人の免除申請の手続がなされたことを示す関連資料(免除決定通知書等)が無いこと、iv) 申立人の免除申請の手続がなされたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間はその夫と同様に申請免除の期間であると主張するが、

今回の申立内容は前回と同じであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から43年6月まで

昭和38年4月1日から43年6月29日まで厚生年金保険に加入していたが、退職後、A社会保険事務所（当時）で、厚生年金保険を脱退して国民年金に加入するよう指示されたので、B町役場において国民年金の加入手続きを行い、受け取った脱退手当金だけでは不足したので、不足分を補って申立期間の保険料を納付したのに、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料をまとめて納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は45年3月25日に払い出され、43年7月1日までさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、申立人がまとめて納付したのは、43年7月以降の保険料であると考えられる。

また、昭和43年6月を除く申立期間は、厚生年金保険の脱退手当金を受給した期間であり、制度上、国民年金に加入できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 817

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、昭和41年4月に結婚するまでは両親が納付しており、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を地区の集金人に毎月納付していた。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前に申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月31日に婚姻後の氏名で払い出され、37年10月11日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の大半は時効により、制度上、保険料を納付できない。

また、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、婚姻前の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人の記憶も曖昧であることから、婚姻前の加入状況及び納付状況は不明である。

加えて、申立人は、婚姻後の保険料は、申立人自身が申立人の夫の保険料と一緒に地区の集金人に毎月納付していたと申し立てているが、申立期間直後の申立人の昭和42年4月から50年12月までの期間及びその夫の38年2月から50年12月までの期間は、申請免除期間であることが被保険者台帳から確認できる上、申立人の42年4月から47年3月までの期間及びその夫の41年3月から47年3月までの期間の国民年金保険料は51年3月12日及び同年4月15日の2回に分けて追納されていることが確認できることから、申立内容は不自

然である。

このほか、申立人及びその母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から15年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。
しかし、国民年金保険料は必ず納付していた記憶がある。確定申告書(控)の写しを見てもらえば分かると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年分、11年分、13年分及び14年分の所得税の確定申告書(控)を所持しており、この一面の社会保険料控除欄に記載されている金額をもって申立期間の保険料を納付した証であると主張している。

しかし、当該確定申告書(控)二面の社会保険料控除欄には社会保険の種類及び支払保険料額が記載されていないことから、国民年金保険料の納付額を確認することができない。

また、申立人の国民健康保険税の納税額が確認できた平成13年及び14年についての確定申告書(控)一面の社会保険料控除欄に記載された金額を見ると、13年分については、国民健康保険税の納税額と申立人が納付したとする国民年金保険料の合計額が大きく相違しており、国民年金保険料を納付したとは考えられず、14年分についても、同様に合計額との相違があることから、国民年金保険料を納付したとまでは言い難い。

さらに、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録では、申立期間は未納と記録されており、これはオンライン記録と一致する上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人がほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料(家計簿等)は無く、申立人は、具体的な納付時期や納付方

法の記憶が曖昧^{あいまい}であり、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月及び同年5月

申立期間については、A市役所B支所で、母親に国民年金保険料の免除申請をしてもらっているのに、免除扱いとなっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の免除申請を行ったとする申立人の母親は、「A市役所B支所で、平成19年6月及び同年9月に国民年金保険料の免除申請を2回行った。」と供述しているが、制度上、同年9月に免除申請手続を行うことはできない上、オンライン記録の納付督促に係る記録を見ると、同年7月13日「19年度に学生納付特例又は免除申請をするのかについての勸奨状を送付する。」、20年4月4日「申立人の母親に対して、申立期間に係る免除申請書の提出期限切れについて説明する。」旨の記載が確認できることから、申立人の母親が申立期間に係る免除申請を行わなかった可能性がうかがえる。

また、A市役所及び同市役所B支所においても、申立期間に係る免除申請が行われたことを確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年5月までの期間及び58年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年5月まで
② 昭和58年9月から61年3月まで

申立期間①は、昭和44年3月1日から、A市のB事業所に住み込みで勤務しており、C国民健康保険に加入していた。20歳になった同年*月から、事業主夫妻が国民年金の加入手続をし、保険料を納めてくれていたので未加入とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、納めていたかもしれないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から、昭和47年6月20日に払い出されたことが確認できる。

また、申立人によると、申立人が所持する年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日欄には、昭和47年6月1日と記載されているということであり、これは、オンライン記録及び被保険者台帳の記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする当時の勤務先の事業主は既に死亡しており、その妻も高齢により聴取できないことから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

申立期間②について、申立人によると、年金手帳に、資格喪失日として昭和58年9月17日と記載されているということであり、これは、オンライン記録及び被保険者台帳の記録と一致していることから、61年4月1日（制度改正時）に第3号被保険者資格を取得するまでの期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない上、申立人の申立期間の保険料納

付に係る記憶は曖昧^{あいまい}である。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 821

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
昭和 61 年 7 月に A 社を退職後、私か父の名前で納付書が届き、父が国民年金保険料を納付していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から、平成 7 年 8 月ごろに払い出され、申立人が所持する年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日欄には、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 8 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親も死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳の時は学生で A 市 B 区に住んでいたが、母親からは、実家に国民年金保険料の納付書が 1 年分送られてきたので、毎月保険料を納付したと聞いている。また、妹の分と一緒に 5 か月間分の保険料を納付した期間もあると聞いているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合は、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、同記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない上、オンライン記録から、申立人が初めて公的年金制度に加入したのは、大学卒業後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 3 年 4 月 1 日と確認でき、申立期間当時、申立人は学生で国民年金の任意加入の対象であり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は、未加入期間であり保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は「妹と一緒に保険料を 5 か月間納付している期間がある。」と主張しているが、妹の国民年金被保険者資格の取得日が平成 3 年 4 月 1 日であることから、申立人の申立期間と共通する国民年金の加入期間は無い。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、猶予又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年3月まで
平成13年5月から国民年金保険料の納付を開始する18年7月までの間、母親が学生納付特例や若年者納付猶予等、何らかの процедуруをしてきており、未納期間は無いはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は平成13年5月から16年3月までの期間について、国民年金保険料の学生納付特例制度の適用を受け、17年4月から18年6月までの期間については、若年者納付猶予制度の適用を受けており、これら期間に挟まれた申立期間は未納とされているところ、申立人は、その母親の手續により、申立期間の保険料納付の猶予又は免除をされているはずであると主張している。

しかしながら、申立人が大学を卒業したのは、平成16年3月であり、若年者納付猶予制度が開始されたのは、17年4月であることから、申立期間の国民年金保険料について納付猶予や免除を受けるには、申請免除によることとなるが、申立人の母親が申立期間の免除申請手續をした形跡はうかがえない。

また、A市が保管する市県民税課税台帳によると、申立期間の前年の世帯主（申立人の父親）の所得額は、保険料免除の所得上限目安額を超えていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを確認できる関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を猶予又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで
ねんきん定期便では、申立期間が未納とされているが、母親がA市役所B支所において、国民年金保険料の全額免除申請をしてくれた。
当時、家族の経済状況に変化は無く、前年度は免除が承認されているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の記録を見ると、申立人の主張どおり、申立期間について、国民年金保険料の全額免除申請がなされていることが確認できるが、同申請に対し、平成14年7月25日付けで却下の裁定がなされたと記録されている。

また、A市が保管する市県民税課税台帳によると、申立期間の前年の世帯主（申立人の父親）の所得額は、保険料免除の所得上限目安額を超えており、申立期間については、保険料の免除を受けられなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを確認できる関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の主張どおり、申立期間前の平成13年9月から14年3月までの期間は申請免除期間とされているが、平成14年度に免除の承認基準が厳格化されており、これに伴い、申立期間との差異が生じたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月から29年6月21日まで
② 昭和31年1月から同年6月1日まで

A社とB社に勤務していた期間について、それぞれ年金加入記録が無い期間が一部ある。間違いなく勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と厚生年金保険被保険者の資格取得日が同日の元同僚3人は、いずれも「(自身の)A社における厚生年金保険被保険者期間は、実際に勤務していた期間より短い期間になっている。」旨証言している上、このうち、勤務期間が約3年間であったとする元同僚一人の被保険者記録は、申立人と同様に、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入しており、入社から1年6か月間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、A社は既に倒産しており、事業主の所在も不明である上、上記の元同僚3人は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名及び健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

申立期間②について、申立人と厚生年金保険被保険者の資格取得日が同日の元同僚4人のうち、3人は、いずれも「(自身は)B社に、被保険者資格を取得する前から勤務していた。」旨証言しており、このうち、一人は、「当時は臨時工で入社し、最初は試用期間で半年ほど後から社会保険に加入した。」と証言している上、当該4人は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

また、B社の保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の控えによると、申立人の資格取得日は昭和31年6月1日とされており、オ

ンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できるとともに、同社は、「申立期間の保険料は徴収していない。従業員名簿には、申立人は昭和31年1月から32年9月までは臨時雇いで、正社員としての入社年月日は同年9月21日と記載されている。」と回答している。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名及び整理番号の欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 1 月まで
③ 昭和 43 年 9 月から 44 年 10 月まで

申立期間①は、夜学のA学校に通いながら、昼間はB事業所で働いていた。申立期間②は、C社で経理担当として働いていた。申立期間③は、D社で営業担当として働いていた。

いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとするB事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主は、申立期間を含め、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び後継者も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得られなかった。

また、申立期間当時に同社で厚生年金保険被保険者記録がある元取締役にも照会したところ、「申立人についての記憶は無い。」との回答であった。

さらに、申立期間当時に同社で6か月以上の厚生年金保険被保険者記録がある同僚6人に照会し、そのうち4人から回答を得たが、申立人の勤務実態についての証言は得られなかった。

申立期間③について、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したが回答は得られなかった。

また、申立期間当時に同社で厚生年金保険被保険者記録がある元取締役に

照会したところ、「私は昭和 43 年 8 月から平成 18 年 10 月まで勤務したが、申立人については知らない。」との回答であった。

さらに、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者記録がある同僚 7 人に照会し、そのうち 4 人から回答を得たが、申立人の勤務実態についての証言は得られなかった。

申立期間①、②及び③について、申立人は、それぞれの勤務先における同僚、勤務期間及び厚生年金保険料控除についての記憶が曖昧であるところ、申立人には申立期間前後の勤務先での雇用保険の加入記録は確認できるが、申立期間の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から平成 5 年 12 月 25 日まで
公共職業安定所の紹介で昭和 56 年 4 月 1 日に A 社に入社した。当初は、B 社 C 工場で組立作業員として勤務し、その後、同工場の D 課で勤務していた。当時の A 社社長は、「厚生年金保険と健康保険には、加入している。」と言っていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

入社に至る経過及び勤務内容に係る申立人の具体的な記憶及び A 社の取締役の証言から判断して、申立人は、同社の業務請負先であった B 社 C 工場で請負の形態で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の取締役は、「私は平成 3 年に入社したが、申立人は外注業者扱いであり、申立人からの請求に基づき外注料を支払っていた。申立人以外にも外注業者扱いの者が数名いたが、これら外注業者扱いの者からは、厚生年金保険料を控除していなかった。私が入社する以前については、当時の事業主は死亡しており、資料等も残されていないため、当時の詳しい状況は不明である。」と供述している。

また、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、申立人の勤務した期間及び外注業者扱いの者に係る厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人には、A 社における雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から 32 年 9 月まで
② 昭和 32 年 9 月 26 日から 33 年 4 月 8 日まで
③ 昭和 33 年 7 月 30 日から 34 年 3 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間が、昭和 33 年 5 月 2 日から同年 7 月 30 日までとなっているが、31 年 5 月から 32 年 9 月までの期間及び 33 年 5 月 2 日から 34 年 3 月 1 日までの期間において勤務しており、B社C工場Dの取付作業をしていた。

また、昭和 32 年 9 月 26 日から 33 年 4 月 8 日まで、E社の正社員として、A社と同様の作業をしており、厚生年金保険に加入していたと思う。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録がある者9名に照会し、そのうち4名から回答が得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

申立期間②について、E社が保管する申立人の失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社が保管する前述の通知書から、申立人が記憶している同

僚は、雇用保険に加入してから8か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録がある者に照会し、回答のあった6名のうち、4名が雇用保険に加入してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、E社は、「当時は試用期間があったと思われる。雇用保険に加入してから数か月で退職し、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と回答していることから、申立期間当時、試用期間中の者については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、申立期間が7か月であることを踏まえると、申立人は試用期間中に当該事業所を退職したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A事業所に昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が平成元年3月31日とされていた。

平成元年3月31日まで勤務していたので、資格喪失日を同年4月1日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA事業所に平成元年3月31日まで勤務していたので、資格喪失日は同年4月1日であると申し立てているが、事業主が保管している申立人の人事記録票によると、昭和63年4月1日に「昭和64年3月30日まで任用を日々更新し、以後は更新しない。」、平成元年3月30日に「退職手当として金53,505円を支給する」と記録されており、その後、任用期間が更新された旨の記録が無いことから、申立人の退職日は同年3月30日であり、当該退職日の翌日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、事業主は、「申立人の雇用形態である非常勤の日々雇用職員は、任用期間の末日を毎年3月30日と定めていたため、任用期間の更新が無い場合は、資格喪失日は3月31日となる。」としており、申立期間当時、非常勤職員の勤務を管理していたとする当時のA事業所の担当者は、「非常勤職員は契約日の末日は例外なく3月30日である。ただし、3月31日は無給であるにも関わらず出勤していた者もいたようだが、退職日は3月30日である。」と供述している。

さらに、申立人は、平成元年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無く、ほかに、申立人が平成元年3月31

日までA事業所に在籍し、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 5 年 9 月 15 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた毎月の給与額と相違している。厚生年金保険の加入時に、事業主から、「保険料は、給与額の約1割相当である。」との説明を受けて、当初は、月額5万円、Bに転勤後は、月額6万円の保険料が給料から控除されていた。

給与明細書等をもらったことはないが、保険料額は覚えているので、実際に支給されていた給与額又は控除されていた厚生年金保険料額に基づいた年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、元事業主は、「A社は、既に廃業しており、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は保管していないが、毎月の給与額は、申立人が主張する金額ではなく、もっと低い額だった。報酬月額の届出額は、保険料の負担を軽くするために、記録どおりの届出を私が行った。」「給与からは税金も含めて厚生年金保険料等の諸控除はしておらず、保険料の全額は、私の負担で支払っていた。」と供述している。

また、申立人の同僚等に照会したが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、給与明細書等の具体的な資料を所持していないことから、実際の給与支給額及び保険料控除額については確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、不合理な訂正等の処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。